

令和 2 年 6 月 16 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
「政府所有米穀の販売等業務（平成 27 年度契約分）」の評価について  
(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省
事業概要	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 29 条及び第 30 条に基づき平成 27 年度に政府が買入を行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く）の販売、保管、運送等の一連の業務
実施期間	平成 27 年 7 月 10 日～令和 3 年 3 月 31 日
受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤忠食糧株式会社</li> <li>・住友商事株式会社</li> <li>・丸紅株式会社</li> </ul>
契約金額(税抜)	各 12,689,264,000 円（委託費の限度額）
入札の状況	5 者応札（説明会参加=10 者／予定価内=5 者）
事業の目的	政府所有米穀の安全を確保するとともに、当該米穀を円滑かつ安定的に販売すること。
選定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年の事故米不正転売事件の発生を踏まえ、政府が所有する米の販売等業務に係る民間委託に当たっては、特に公正な競争条件による入札がなされる必要があるとの観点から、第 10 回公共サービス改革小委員会（平成 22 年 3 月 24 日）による農林水産省からのヒアリングを経て、平成 22 年度公共サービス改革基本方針において選定。</li> <li>・平成 28 年度、1 期目（平成 23 年度契約分）の評価を行い、平成 29 年度契約分より新プロセスへ移行。</li> <li>・平成 30 年 4 月、受託事業者から保管業務を委託されていた一部倉庫において、鼠害等の被害を報告せず、袋を詰替えた上で、偽造した農産物検査証明印を押印していた事案が発生を受けて、令和元年 6 月の審議において、令和 2 年開始事業より現行プロセスへ戻るという結論を得た。</li> </ul>

II 評価

1 概要

平成 28 年度開始事業（平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月 31 日）の経過を確認した

上で、終了プロセスに移行することが適当である。

平成 30 年 4 月に、受託事業体から保管業務を委託されていた一部倉庫において、鼠害等の被害を報告せず、袋を詰替えた上で、偽造した農産物検査証明印を押印していた事案の発生を受けて、同年農林水産省としては、抜き打ち検査を第三者機関により実施するよう体制を整えた。令和 2 年開始事業についても、別途予算を確保し、検査を拡充して、監査する体制を整えており、平成 28 年度事業（平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月 31 日）評価の経過が順調であれば、審議を行わず、終了プロセスに移行して差し支えない。

## 2 検討

### (1) 評価方法について

農林水産省から提出された平成 27 年度開始事業（平成 27 年 7 月から令和 3 年 3 月までの間）の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

### (2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。 ① 政府所有米穀の安全の確保 ・ 受託事業体は、政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた「保管マニュアル」を保管する全ての倉庫に備え付け、統一的な管理を行うとともに、関係法令に基づく取引、搬入・搬出等に係る記録を作成し、5 年間保存している。 ・ 政府所有米穀のうち、外国産米穀について、販売前にカビ確認等作業として、カビ状異物の有無の確認及び関係法令に基づくカビ毒検査を全量実施し、実施後 1 ヶ月以内に販売を行った。 ・ 流通不適米穀が発生した 49 件全てについて、農林水産省の不用決定通知を受け、廃棄計画を策定・報告の上、関係法令に基づき確実に廃棄処理を行い、廃棄の完了を農林水産省に報告した。  ② 政府所有米穀の適正な流通の確保 ・ 受託事業体は、米穀の流通に関する法律の規定を遵守して政府所有米穀の販売を行っていた。 ・ 政府所有米穀のうち、外国産米穀については、毎年、農林水産省の承認を受けた年間販売計画に基づき加工用、飼料用等に販売を行っており、ほぼ計画どおりに実施されている。 ・ なお、一部受託事業体において、出庫米穀の取りし替えが発生したところであるが、速やかに当該米穀を回収及び代替米穀の納入等の善処策を図るとともに再発防止策を講じている。

	<p>③ 備蓄の適正な運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内産米穀である政府備蓄米（以下「備蓄米」という。）の販売は、農林水産省の備蓄運営方針に基づき確実に行われており、受託事業者が受託した 25 万トンについては、一定期間備蓄後、全量飼料用等の非主食用として販売された。</li> <li>備蓄米について、食糧法に基づき米穀の著しい生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるため、「保管マニュアル」に沿って品質の保持に努め、備蓄米を安定的に保管・供給できる体制を整えていた。</li> </ul>
民間事業者からの改善提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫の日常管理に必要な温湿度の測定において、作業の安全性を確保するため、はしごを昇降しなくても測定できるデジタル式の温湿度計及び穀温計を順次導入。</li> <li>カビ確認時に、いつ、どの在庫（ロット）を実施したかを特定できる管理台帳を作成することで、カビ発見時の他の疑義ロットの特定を容易にするとともに、再確認作業や廃棄を最小限化。</li> <li>誤出庫防止の観点から、全ての受託事業者において、出荷米穀の販売用途に応じた容器（フレキシブルコンテナ）の色別管理を実施することにより、政府所有米穀の販売等業務を適切に行えるよう対応した。</li> </ul>

### （3）実施経費（税抜）

従前経費	34,203 円／トン（平成 21 年度）
実施経費	22,509 円／トン（平成 27 年度～令和 2 年度）
削減額	11,694 円／トン
削減率	34.2%

※ 民間競争入札実施前後で備蓄運営方式が回転備蓄から棚上備蓄に変更され、保管期間や販売数量が異なることから、単純に総額で比較するのは適当ではない。

このため、農林水産省が自ら業務を行っていた平成 21 年度における政府所有米穀の販売に係る 1 トン当たりの経費と、平成 27 年度契約分（平成 27 年度～令和 2 年度）における政府所有米穀の販売に係る 1 トン当たりの経費を比較。

※ 令和元年 10 月から消費税が 8% から 10% に引き上げられた。しかし、本事業では、分割が困難な事から、実施経費を 1.08 で割り戻した数値で評価。

なお、単純比較が可能な「カビチェック荷役」に係る 1 トン当たりの経費は以下のとおり。

従前経費	7,927 円／トン（平成 21 年度）
実施経費	3,839 円／トン（平成 27 年度～令和 2 年度）
削減額	4,088 円／トン
削減率	51.6%

#### (4) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、①政府所有米穀の安全の確保、②政府所有米穀の適正な流通の確保、③備蓄の適正な運営の確保 のいずれも達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、独自に作成した資料を用いて保管・管理等における留意点等を関係者間で共有、倉庫内の湿度測定にデジタル式温湿度計等の導入などの技術を用いるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の維持・向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、備蓄運営方式が変更されたため同等に比較できないものの、販売数量当たりの経費は 34.2%削減され、公共サービスの質の維持・向上、経費の削減の双方が達成されたものと評価できる。

#### (5) 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が 4 期目の評価（現時点で 9 期目まで実施中）であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ・ 入札において 10 者の応札があり、競争性が確保されていた。
- ・ 経費については、備蓄運営方式が変更されたため同等に比較できないものの、従来経費からの削減率は 34.2%であった。
- ・ 確保されるべき公共サービスの質において、法令違反等はなかった。
- ・ 農林水産省においては、外部有識者で構成される「入札等監視委員会」が設置され、事業実施状況のチェックを受ける仕組みを備えている。

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (1) の基準を満たすことが見込まれており、平成 28 年度事業（平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月 31 日）評価の経過が順調であれば、審議を行わず、終了プロセスに移行することが適当であると考えられる。

平成 28 年度事業（平成 28 年 4 月～令和 4 年 3 月 31 日）評価によって、市場化テスト終了となることを見込まれ、その場合「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、農林水産省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減のため ICT 技術の導入を始め、様々な取組を図っていくことを求めたい。

令和2年5月29日  
農林水産省政策統括官

## 民間競争入札実施事業「政府所有米穀の販売等業務（平成27年度契約分）」の実施状況について

### 1 事業概要

#### (1) 事業内容

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき平成27年度に政府が買入を行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く）の販売、保管、運送等の一連の業務

#### (2) 事業実施期間

平成27年7月10日から令和3年3月31日まで

#### (3) 受託事業者

- ・伊藤忠食糧株式会社
- ・住友商事株式会社
- ・丸紅株式会社

#### (4) 契約金額（委託費の限度額）

- ・伊藤忠食糧株式会社 13,745,171,332円（消費税及び地方消費税額を含む。）
  - ・住友商事株式会社 13,745,171,332円（消費税及び地方消費税額を含む。）
  - ・丸紅株式会社 13,745,171,332円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- ※ 契約金額は、事業実施期間（平成27年7月10日～令和3年3月31日）の委託費の限度額である。

#### (5) 受託事業者決定の経緯

- ① 政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（5者（うち1共同企業体））から提出された企画書及び入札書類により、当該実施要項に定める入札参加資格を5者が満たすことを確認した。
- ② 入札参加資格を満たす者に係る入札価格について、平成27年5月29日に開札した結果、いずれも予定価格の範囲内であったことから、落札者の決定は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第4項の規定（複数落札入札制度）に基づき、入札価格の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60万トン）に達するまで選定した。

## 2 確保されるべき質の達成状況及び評価について

本事業の実施に当たり確保されるべき事業の質として、実施要項において「政府所有米穀の安全の確保等（安全の確保、適正な流通の確保、備蓄の適正な運営の確保等）」及び「創意工夫の発揮」の2つの事項を設定している。これらの事項について、事業の指導、監督のほか、毎年度行う実施状況に関する調査（以下「実施状況調査」という。）において把握しており、その結果は以下のとおり。

なお、実施状況調査では、委託費の経理処理状況、事業の遂行状況、品質管理等の6項目について、政府所有米穀の販売等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業の実施状況について確認している。

### (1) 政府所有米穀の安全の確保等

#### ① 政府所有米穀の安全の確保

受託事業体は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条に規定する取引等の記録、第5条に規定する搬出、搬入等の記録及び第7条に規定する食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、5年間保存している。

また、政府所有米穀の保管に当たっては、受託事業体自ら又は民間の倉庫に再委託して保管することとなることから、受託事業体は、政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた「保管マニュアル」に関して、政府所有米穀を保管する全ての倉庫に備え付け、統一的な管理を行っている。

政府所有米穀の販売に当たっては、その全量について販売前にカビ確認等作業として、カビ状異物の有無の確認及び関係法令に基づくカビ毒検査を実施し、実施後1ヶ月以内に販売を行っている。

カビ確認作業量については、民間競争入札実施前（平成21年9月～平成22年3月）と民間競争入札実施後（平成27年4月～12月）に調査したところ、27.5トン/日から47.9トン/日と大幅に効率化が図られている。

流通不適米穀（食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定により販売等をしてはならない米穀をいう。以下同じ。）（平成27年度契約分における発生件数（令和2年3月末現在）：49件）については、農林水産省の不用決定通知を受け、受託事業体が廃棄計画を策定し、農林水産省へ報告の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき確実に廃棄処理を行い、廃棄の完了を農林水産省に報告している。

#### ② 政府所有米穀の適正な流通の確保

受託事業体は、米穀の流通に関する法令（注1）の規定を遵守しつつ、国内産米穀については農林水産省からの販売指示に基づき販売を行っている。

また、外国産米穀については農林水産省が承認した年間販売計画数量に基づき加工用、飼料用等に販売を行っており、年間販売計画に対する販売実績は、政府所有米穀の販売が本格化する平成28～30年度では、ほぼ計画通りと

なっている。

なお、一部の受託事業体において、販売時に在庫米穀の取り違えが発生したところであるが、当該受託事業体は、速やかに当該米穀の回収および代替米穀の納入等の善処策を図るとともに、再発防止策を講じている。

(注1) 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

### 外国産米穀の年間販売計画と販売実績の比較（平成27年度契約分）

（単位：千トン、％）

	委託予定数量	年間販売計画①	販売実績②	②／①
平成27年度	/	10.8	7.9	72.8%
平成28年度		350.7	345.0	98.4%
平成29年度		207.3	215.1	103.7%
平成30年度		34.3	34.3	100.0%
令和元年度		0.0	0.0	-
計	600.0	603.1	602.3	99.9%

### ③ 備蓄の適正な運営の確保

政府所有米穀のうち、国内産米穀である備蓄米の販売は、農林水産省の備蓄運営方針（注2）に基づき確実に行われており、受託事業体が受託した備蓄米25万トンについては、一定期間備蓄後、飼料用等の非主食用として販売されている。

なお、備蓄米の非主食用への販売にあたっては、常時備蓄水準が91～99万トンとなるよう行っている。

（注2） 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成27年7月公表）  
（抜粋）

（ア） 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）

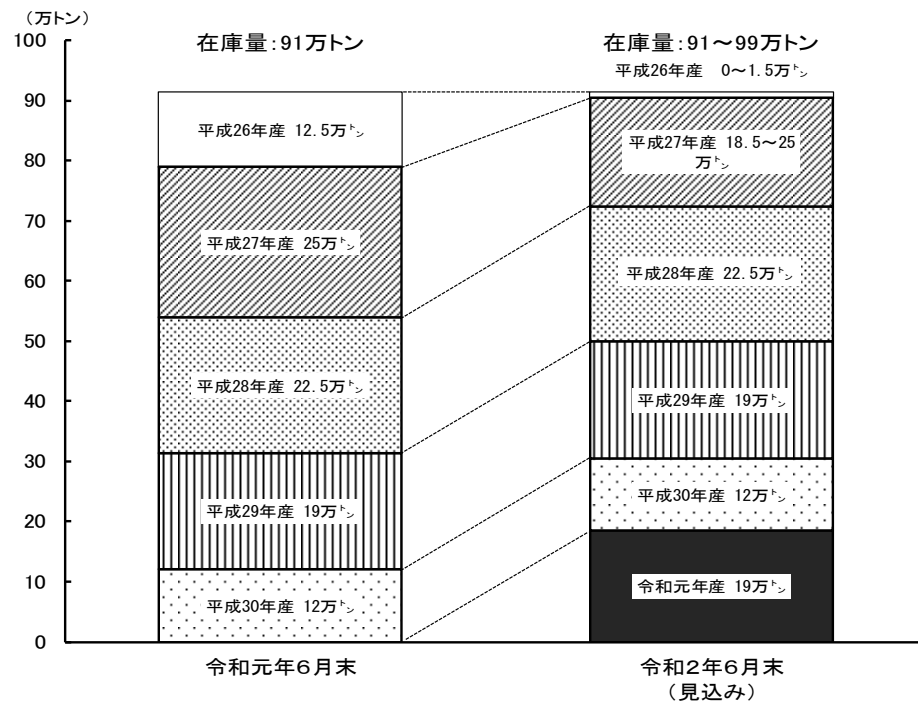
（イ） 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄

（ウ） 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事

前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

(エ) 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

(オ) 大凶作や連続する不作などにより、民間備蓄が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定



特に備蓄米については、食糧法に基づき米穀の著しい生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために保管しており、長期保管が必要な中、前述の保管マニュアルにおいて、穀温（保管米穀の温度を常時15度以下）及び倉庫内湿度（60～65%の範囲内で保持）の管理基準、倉庫への米穀の入庫時の品質確認、倉庫の点検整備（屋根、床、壁等の損傷、冷却機等の設備の点検）並びに保管米穀及び設備の異常発見時の対応等を具体的に定め、これを適正に行うことにより、品質の保持に努め、備蓄米を安定的に保管・供給できる体制を整えている。

## (2) 創意工夫の発揮

(1)に係る業務の質の確保を図る上で、受託事業者は、

- ① 倉庫の日常管理に必要な温湿度の測定において、作業の安全性を確保するため、はしごを昇降しなくても測定できるデジタル式の温湿度計及び穀温計を順次導入
- ② カビ確認時に、いつ、どの在庫（ロット）を実施したかを特定できる管理台帳を作成することで、カビ発見時の他の疑義ロットの特定を容易にすると



- ともに、再確認作業や廃棄を最小限化
- ③ 誤出庫防止の観点から、全ての受託事業体において、出荷米穀の販売用途に応じた容器（フレキシブルコンテナ）の色別管理を実施することにより、政府所有米穀の販売等業務を適切に行えるよう対応した。

### 3 事業経費の状況及び評価について

政府所有米穀を農林水産省自らが販売・管理していた際の事業経費総額と民間競争入札実施後の委託費総額を比較することは、民間競争入札実施前後で備蓄運営方式が回転備蓄（備蓄米を2～3年程度保管後、「主食用」に販売することを基本）から棚上備蓄（備蓄米を不作による放出がなければ5年程度保管後、飼料用等に販売することを基本）に変更されたため、保管期間や販売条件が異なることから困難である。

このため、農林水産省が自ら業務を行っていた平成21年度における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費と平成27年度契約分（平成27～令和2年度）における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費を比較することとした。

この結果、以下のとおり、1トン当たり約11千円の経費が削減されている。

- ① 平成21年度： 35,157円／トン（税込み）
- ② 平成27年度契約分： 24,383円／トン（税込み）
- ③ ①－②： ▲10,774円／トン（▲31%）

#### 政府所有米穀の販売等業務に係る経費の比較

（単位：千円、千トン、円／トン（税込み））

従来の販売経費 【平成21年度】		民間競争入札実施後の経費 【平成27年度契約分（平成27～令和2年度）】	
物件費（※1）	22,549,865	委託費（※3）	21,820,917
人件費（※2）	7,329,365	人件費	-
合計 ①	29,879,230	合計 ③	21,820,917
販売数量 ②	850	販売（見込） 数量 ④	895
トン当たり経費 ①／②	35,157	トン当たり経費 ③／④	24,383

※1 物件費は、民間競争入札実施前の食料安定供給特別会計米管理勘定における保管料、運搬費、加工費、流通業務取扱費を合計。

※2 人件費は、食料安定供給特別会計における職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金及び退職給付費用の合計に米穀に係る業務の割合（0.8）を乗じて算出。

※3 委託費は、平成27年度契約分における平成27年度から令和元年度までの支払額及び令和2年度の支払見込額の合計。

また、委託業務のうち安全性を確保するためのカビチェック荷役費単価（トン

当たり)については、平成21年度決算ベースの8,238円/トン(税込み)に対して、平成27年度契約分は3,930円/トン(税込み)となっており、引き続き約48%と経費削減が図られている。

#### 4 全体的な評価

民間競争入札により実施した政府所有米穀の販売等業務については、上述のとおり、一部不適切な事案が発生したものの、その後、改善が為され、農林水産省が作成する仕様書及び受託事業者自らが仕様書に即して作成した業務方法書に基づき適正に行われており、事業の質が確保されているとともに、経費についても削減されていると判断される。

また、政府所有米穀の販売等業務を包括的に民間委託したことに伴い、それまで地方出先機関(地方農政事務所)で行っていた政府所有米穀の販売等業務を廃止し、人員を米トレーサビリティ等の流通監視業務に配置転換したことにより、政府所有米穀の販売等業務に係る人件費も削減されている。

さらに、平成23年度から平成25年度までは「販売手数料」のみを入札対象としていたが、定額の単価により支払われる「物品管理手数料」の収入を前提として、「販売手数料」が極端な低価格となっていた。また、経費の大半を占める「保管経費」及び「運送経費」が定額の単価により支払われていた。このため、より競争性を向上させるため、

- ① 平成26年度から「保管経費」及び「物品管理手数料」
- ② 平成28年度から「運送経費」

を入札対象に追加するなどの見直しを段階的に行うことにより、経費削減に取り組んでいる。

#### 5 今後の事業について

本事業の平成27年度契約においては、関係法令に違反する事案の発生はなく、上述のとおり良好な実施結果が得られている。

引き続き、令和3年度契約分については、公共サービス改革法の趣旨に沿って、サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしたい。